

第33回 埼玉県景観審議会 〈議事録〉

日時：平成21年7月30日（木） 午後2時～午後4時13分

会場：さいたま市民会館うらわ 603会議室

出席者：（審議会委員）上田奈美、佐谷和江、清水夏樹、杉山朗子、中津原努、西本千尋、羽生冬佳、堀繁、◎八代克彦、高橋庫治、藤井忠行、橋本好弘（◎は議長）

（事務局） 都市整備部部长 松岡進

田園都市づくり課長 能見正、副課長 恩田雅明、主幹 嶋田浩、

主査 有山裕之、主査 持斎康弘、主任 小野寺陽景、主任 毛須知之

1. 開会

【事務局説明】

審議会資料の確認。（略）

2. 議事及び質疑応答

議題1 公共事業景観形成専門部会の設置について

事務局（恩田）が説明。

（以下、説明内容は省略。）

資料1 公共事業景観形成専門部会の設置について（案）

【質疑応答】

八代議長：ただいま事務局から詳細な説明がありました、いかがでしょうか。

今、議題1の公共事業景観形成専門部会の設置ということで、この専門部会の位置づけ等、ご意見、ご質問ありましたらご発言いただきたいと思います。ちょっとした疑問でも結構ですので、それを通じて位置づけがわかるかと思いますが、ご発言いただければと思います。

私も前回参加して、膨大な資料でどういうふうに全体像をつかんだらいいかと思うんですけれども、それだけ精緻に組み立てておられるということです。理解するのが大変かとは思いますが。

例えば、私はこれがわかりやすいと思うんですね。平成20年のこのパンフレット、今言

われたことがコンパクトにまとめて、地域的にどういうことかというのが開きにありまして、1枚めくって左側にですね、下の図ですけれども、何か建物、工作物、物件の堆積等で、そういう物件が届け出対象になりますよというようなイメージがあるわけです。

一般と特定がありまして、特定というのはどういうことかという、最初のページの濃い青のところですね、県央道のこれからの開発が見込める地域。全体的に見ると、こういうようなことで指導していこうというようなことです。

それとは別に、この分厚い攻略本というのは、今、委員の方たちをお願いしようとしているのは、特に大きな公共事業に関しては、県がクライアントですので指導ができるということで、県の公共事業に関しては、特にこういうことで細かく指導ができますよと。

先ほどおっしゃっていただきましたように、55ページですね。今、行われようとしている公共事業の中で、専門家アドバイスという、審議会、右側の真ん中辺ですかね、専門家アドバイスと。いろんな基礎計画が行われている中で専門家アドバイスの、ここに相当するのが今お諮りしている公共事業景観形成専門部会を新たに立ち上げようとしているわけです。

では、堀委員、お願いいたします。

堀委員：意見がないようなので、直接のお答えになるかわからないんですが、大事だろうな

と思うこと、今の攻略本とそれに関連して公共事業景観形成専門部会のことにつきまして少しコメントさせていただきますと、こういう攻略本はいろいろな自治体でつくっておりますけれども、前、埼玉もつくったわけですけれども、大体2回も人事異動ありますと、だれも使わなくなりますね。宿命的なものだと思いますね。というのは、こういう面倒くさいことをやらなければいけないようになるためには、それがやはり業務の中にちゃんと組み入れられているか。つまり、業務ですから、やらないと首になるとか、給料が下がるとかということですね。

それからもう一つは、そうでなくても、強い使命を持ってこういうのを頑張ってやろうというモチベーションをどうやって一人一人の職員に植えつけていくかと、ここに尽きるかと思うんですね。

ここの表紙は極めて刺激的で、「工夫とデザインで勝負！」という、これはものすごく気合がいいんですが、じゃあこういう工夫とデザインで勝負させるためには、工夫とデザインにインセンティブをどれだけ与えていくのかと。ここがないと、幾ら精巧な仕組み、システムですね。分厚い資料を用意しても、使う気がない人にとっては何の意味もないんですね。ほとんどそれで失敗しています、全国的に。知らないって、「えっ、うちにこんなあったんだ」、県の職員が堂々と知らないというのも、もう至るところでありますのでね。ちょっとそういうところを意識して、景観形成専門部会の役割がよくわかりました。これ見ると、個別の案件についてアドバイスをすることですね。

それで構わないと思うんですけれども、大事なことは、それよりも職員のモチベーションアップ、要するにこういうこと大事なことから、最初は先生方の言うことを勉強で聞いていたとしても、5年、10年たったら、もう

聞かなくてもできると。そういう組織がどうやったらでき上がるのかということ、やはり同時に考えていただかないと、いつまでも景観形成専門部会にずうっと、100年後もずうっとお世話になるということはないと思うんですね。だから、そうやっぱり考えなきゃいけないし、恐らく景観形成専門部会の役割もオン・ザ・ジョブ・トレーニング、つまり一個一個の個別の案件を指導しつつも、職員を鍛えると。そういうことを同時並行でやることを考えるということが極めて重要ではないかなと思うんですね。

いい仕事をするのは2つしかなくて、モチベーション、やる気ですよ。もう一つは、当然のことながらスキル、スキルの裏にはノウハウがついているわけですけどね。スキルとノウハウというのは、モチベーションさえちゃんとしっかりあれば、みずから勉強し、みずから足で稼いで学ぶと思うので、モチベーションのほうが重要だと思うんですね。じゃあ、どうやってそのモチベーションを埼玉県で醸成していくのかと、そのあたりをぜひお考えていただいて、うまく組み込んでいくとよろしいかなと思います。まずは、とりあえずちょっとコメントで。

八代議長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。

恩田副課長： ありがとうございます。

私どものほうも、実際に事業となりますと各本庁にある予算をとっている課を回っていて、あんまり感触はよくないですね。ただ、こういうところ、地方事業じゃないですけども、いろんな地域を分けて、実際に現場をやっている人間の声を聞きますと、忙しいからほかのものもやらされてたまらないよと言いつつも、やはりいい仕事がしたいという意味は感じてきました。我々のほうは、だれもが、少ない予算、限られた予算ですけども、その中で工夫はしてきているし、その中

で当然、地元に残るわけですから、そういう意識はこれから、特に直接やっている地域機関を大事にして進めていければなと思っています。

八代議長： よろしいですか。

中津原委員、いかがでしょうか。

中津原委員： 初参加ですので、あんまり偉そうなことを言う気はないんですが、1つは、まず質問は、専門部会にかけるものが、景観形成上特に重要なものって赤字で書いてあるものですね。それが大体どんなもの、どんなことを想定してこういうことを言っておられるのかということをお聞きしたい。

それからもう一つは、今の堀さんのお話とも関係するんですけども、何ていうか、県の職員の方と我々との関係についてですけども、できれば何ていうんだろう、協働というのかな。一緒に議論して、一緒に考えるというようなのが一番いいんじゃないかなと思います。我々も、だから、はっきり言って、全く知らなかったことについて、これどうなのと言われて、偉そうなことをああだこうだと言うのもどうかなという気もしますし、いろいろそれはつくってこれらの方ですね、あるいは地域の特性とか、こちらの知らないこともいろいろあると思うんですよ。ですから、その辺はこっちから一方的にアドバイスするというのではなくて、今やっておられる方と一緒に考えて、一緒に議論してね、やるよといったようなことがよろしいんじゃないかなというふうに感じました。

以上です。

八代議長： ありがとうございます。

事務局の方、よろしいですか。

恩田副課長： なかなかですね、今、景気が余りよくなって、ほとんど工事というものは維持管理、直しものばかりです。ですから、多分、既存のものをいじって、長く使うというようなことが多くてですね。過去に言えばス

タジアムができたり、いろいろなものができたりしてきた経緯があるんですけども、このところでは、新聞報道等でもあるかもしれませんが、県立のがんセンターぐらいが今、少し検討中かなとかその程度で、まだいろいろ明確なところは出てきていないんですね。本当に事業としては、周りに対するとか、景観の配慮が特に必要というようなものの事業的には、今のところは少ないと思います。

能見課長： 補足しながらご説明しますが、資料1のところの3ページ目に「アピールシート対象工事及び専門家アドバイス対象事業について」というのが、入っているかと思えます。見つかりましたでしょうか、資料1の3枚目かと思えます。

(「資料2」と呼ぶ者あり)

能見課長： 資料2の2枚目です。資料1のほうはメンバー、部会の先生方の候補の案と、それから資料2のほうにアピールシートというのを、スケジュールの関係が載っかっていると思えます。

実は、ここのフローにつきましては昨年度、景観指針をつくる中で、特徴づくりをしようということ、県内の課の、事業をやっている課と協議しながら、こういう特徴を出したいということでもとまってきたものです。

半年調査して、基本設計をつくって、実施設計をつくってということで、分割で発注することが多かったのも、そのイメージの中の流れがここに書かれています。

今回の専門家アドバイスということでは、基本設計が独立してあるものを基本的に考えています。県のほうも、小さな工事が多くなってきました、基本設計と実施設計と一緒にその年のうちにつくってしまうというのが結構多くなってきたもんですから、そういう流れがありますので、数が少なくなってい

ます。

それにあわせて、まずは職員のモチベーションといきましょうか、自分たちはこういう考え方でこの施設をつくっていますよというのをアピールシートという形でまとめて、それを公表していきたいと。その対象は1,000万円以上というふうになっています。その1,000万円以上の工事を一応いろんな課から集めたところ、739件がアピールシート対象になります。

さっき言った専門家にアドバイスをいただくものについて、基本設計があるものということで、独立してあるものというふうに考えたときに、とりあえず1件しかなかったんです。それががんセンターということで、伊奈町にあるがんセンターの建てかえですね。耐震も、古くなっちゃって、それで作り直すということなので今やっているのが、がんセンターです。

設計委託も、74件あるじゃないかというふうにおっしゃるかと思いますが、基本設計はあんまりやらずに、実施設計に移しちゃって、今年度中に工事をやってしまうというのが結構多かったもんですから、今回は専門家部会のほうを設立していただくということで、がんセンターを中心としてアドバイスをいただくという形でいかがかなと。ただ、1本だけではちょっと、せっかく開催しますのもったいないので、ほかの課のところにも聞いて、少し時間があって余裕があるものについて、あと一、二本ぐらいをぜひやりたいということで今、調整中でございます。

それから、県職員と審議会との関係ということで、もちろん当然こういう事業で、こういう考え方で設計していきますということで申し上げて説明して、いろんなアドバイスをいただくんですが、先生方がおっしゃった内容についても多分、担当のほうは、私どもはこういう形で考えて設計しましたよとい

うことで、やりとりをしながら多分いろんな意見をいただくのでないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

八代議長： よろしいですか。

ことは、対象としては730幾つあるんですけども、実際そのうちの本当の対象となる専門委員会でアドバイスをいただける対象が1点、2点という、そういう……

能見課長： せっかく開催しますので、ほかの課にも協力いただいて、2本ぐらいもしあれば、全部で3本ぐらいいければいいなというふうに今、調整中でございます。

八代議長： 数件のみという、ことしの実情であるということです。

そのほか、何でも結構です。

では、堀委員、お願ひいたします。

堀委員： 今の対象事業の考え方なんですけれども、ここでは、要するに1,000万円以上という金額で切っています。それは多分、恐らく大規模なもの、ちょこっとした小さなものはそういうことをやっている大変だから、そうではなくて、なるべく大きなものという、そういう考え方だろうと思うんですね。そういう考え方もあるんですけども、検討の効果が大きいもの、検討の効果が期待できるものと、そういう考え方もあると思うんですね。もう動かしようがないものをここで検討してもしようがないし、機能を優先するものもたくさんありますよね。そういうものを機能を損なう形で検討してもしようがないわけで、もう動かしようがありませんというものを持ってこられても、恐らくあんまりアイデアの出しようがないと思うんですね。

だから、効果が期待できるという意味では、例えば商店街の中の道とかね。その舗装であっても、商店街に与える影響が極めて大きいので、例えば1,000万円でなくても、検討の効果は十分あるんですね。そのように、か

ける以上は、一応専門家にかける以上は、専門家に見てもらおうと効果があるという、そういう案件を選ばれるとよろしいのではないかなと。必ずしも規模が大きいということだけで選ばなくていいのではないかなと思います。

八代議長： いかがでしょうか。

能見課長： ありがとうございます。

実際にはそのとおりだと思います。大きなものという、下水道工事なんかは結構でかいと思うんですけど、地下埋設しますので、景観に全然影響ないよという話もちろんありますので、そういうのは事務局のほうで整理させていただいて、お出ししたいなというふうに思います。

第1回目で、我々も初めてなものですから、そういう意味で影響や規模が大きいものも含めて、公園的なものとか、そういうものをちょっとねらいながら、ほかの2本はちょっと考えていきたいなというふうに思います。当然、大きなものについても、その形が決まっちゃって、機能的な話で、外観上どうかと。へっこんだり、丸くなったり、いろいろその形を変えろとかという話になってくると、やはり議論百出で、なかなかまとまらない部分があるかと思いますが、一応それはそれとして、反映できないかもしれませんが、一応ご意見をいただいて、次の段階に移していけるというような形で進めると、また少しずつレベルも上がってくるし、我々のほうの考え方も整理できるかなと思いますので、ぜひアドバイスのほう、よろしく願いしたいというふうに思っています。

中津原委員： 何かその、大きさじゃなくて、典型的なものというかな。モデルとしてあって、またそこで考えたことを、ほかのところにも営業できるようなものというようなものを選んでいいんじゃないかと思いますが、けれども。

能見課長： 県の工事も、どっちかという、もう補修関係が多いんですね。その補修も、割と色を変えたりする場合がありますので、割と影響は大きいのかなと考えているんですけど、夏休み期間だけの1カ月で終わってしまうとか、工期的なこともありますので、その辺も配慮させていただきたいなというふうには思っています。

堀委員： もう一つよろしいですか。

八代議長： はい。

堀委員： 対象の案件ですね。少ないというのは、やはりかけるの面倒だということがあると思うんですよ。恐らくそのさらなる背景としては、県全体にやはり景観、重要なのはわかるけど、実際には面倒くさいとか、あるいは景観やって本当によくなるのかという不信感とか、あるいは景観で金がかかるんじゃないかという、そういう誤解とかね、根強くあるのではないかなと思うんです。ほかは大体そうです。

それで、そういうことをいろいろ考えますと、大事なこともう一個あってね。県の職員がこれはだめだろうと思うようなことを、ぜひかけてもらいたいんですね。驚かせることができるかどうか、それは物を見てみませんと私わからないんですけど、よくやってきたことがあるんですね。県の人々がこれは何にも工夫できないと思っていましたということを、いろいろ工夫することができるのではないかなと思うので。しかも、ほとんどの場合、実は景観検討すると、整備費、コストが縮減されます。これも、皆さんにすごくびっくりされます。景観検討ってそういうものなんですよ。

ですから、結論を言いますと、県の職員にインパクトがあるもの、なるほどこれは景観検討やらなきゃだめだと、あるいは景観検討は意味があるんだと、そういうアピールができるような案件ということも考えていただ

きたいなと思いますね。

八代議長： いかがですか。

恩田副課長： 確かにそうだと思います。我々なんか、自分も現場を経験して、前任者から、こんなのは無理だよというものは工夫不足でもって、要は十分いろんな角度で、本当の地域性であるとか、もともとあったものを、検討が浅いがために先を急いでやってしまって、ちょっと回り道でも、もう少し考えの角度を変えろということによって、確かに費用的にも結果が生まれる場合もあると思いますので、そういうものは我々事務局のほうも意識して考えていきたいと思います。ありがとうございます。

八代議長： ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

佐谷委員、杉山委員、我々、前年度からやっているんですけど、いかがですか、何か。復習を兼ねて何か。

それでは、杉山委員、お願いいたします。

杉山委員： 先ほど来、堀先生と中津原先生のご意見、大変ごもっともで、やはりちょっとアピールということでは、選び方ということも、公共事業の指針ということですので、すごく大ききだけにこだわるのではなくて、ちょっと効果が出そうなものも選んでいただければというふうに私も思います。

埼玉県さんのほうは、アピールシートという形で、調査段階から施工段階まで3段階の形でお出しになるという、これはやはりかなり特徴のあるシート、ネガティブチェックだけでなく、長所を自分たちで伝えるというもくろみでおつくりになったと思いますので。ただ、これが本当にうまくいくのかなというのは、ちょっとほかともね。今後、デザイン評価の方法論についてというのは、やはり今いろいろなところで注目されていることかなと思うんですね。

ですから、そういったモデルケースに、う

まくことし1年でモデルケースがつくれれば、ほかに先駆けて、そしてちょっとよそでも発表してもいいんじゃないのというふうに、そんなふうにしていただけたらいいなと。ちょっと私も、佐谷委員ともご一緒させていただいたのをやった段階のところでは、ちょっとそのアピールというようなところに、なるべくポジティブチェックみたい、ネガティブチェックだけではなくという思いがあったもんですから、本当にこれがうまく動くかどうかかなという、ちょっと期待を込めてお願いしたいと思っております。

以上でございます。

八代議長： ありがとうございます。

佐谷委員。

佐谷委員： このアピールシートは、いつぐらいから出てくる予定なんでしょうか。

持齋主査： すみません。今年度下半期ですね、10月以降を見込んでおります。

佐谷委員： 全部じゃなくていいですけど、調査段階とか、何段階かあるので、それを一、二例ずつ、何か今度この審議会で見せていただくと、こんな感じというのが我々のほうもつかめるかなというふうに思います。

八代議長： いかがですか。

能見課長： ペーパー、紙ベースでも出せるような状態であれば、その前にもお出しできるかなと思います。我々のほうも一応、下半期考えたものですから、工期の短いものも含めて一応探してみます。そのときに出させてもらいたいと思いますから、よろしく申し上げます。

八代議長： 貴重な意見です。我々つくって、実際どういうものが出てくるか、一番大切なところだと思いますので、ありがとうございます。

堀委員のほうから。

堀委員： 景観というのは、人間が見ることで生じる現象なんですね。人間と極めて景観と

いうのは近いんですね。そういう意味で、今のアピールシート対象工事及び専門家アドバイス対象事業の一覧を見ますと、この中で景観に極めてなじみやすいものというのが幾つか、課ごとに大体イメージできるんですね。例えば、水辺再生課、こういうのは非常に人間が水辺に入るといことで、人間との関係が非常に強いので、こういうのはやっぱり検討の効果が期待できるんですね。それから、公園ね、これもそうです。それに対して、例えば下水道なんていうのはあんまり人間は近づかないので、こういうのはあんまり検討しても効果がないんですね。そういうふうな観点ですね。人間が使うところ、人間が近づいて行ってその場を利用するとか見るとか、そういうものは景観検討の対象として極めてなじみやすいので、そういう観点も必要ではないかなと。

ただ、これで、例えば道路環境課、これ郊外型道路なんかが多いんでしょうけれども、これがなくて、それに対して街路、まちなかの人間が歩いて使うとか、そういうところが多いでしょう。こういうほうがなじむでしょう、やっぱり。そういう点から少し考えていただいて。

全体で年間一、二、三件とかという話がありました、やはり効果を期待するのであれば、もう少しふやしてもいいのかなとか。それで、効果が期待できるものを中心にやるということはあるんじゃないかと思えます。

八代議長： 貴重な意見、ありがとうございます。

ほかに、今回、新任で委員になられた方たち、いかがでしょうか。感想でも結構ですので、ご発言いただければと思います。

では、上田委員、お願いいたします。

上田委員： 花でのまちづくりを中心に活動している一人の者として、堀先生が今おっしゃっていたように、やっぱり公園という視点と

か、まちを歩く、街路課という部分ですね。そういう形で、生活に近い部分、それから人がやっぱり評価する、いろいろな形で目にする場所を、女性という視点でもいいですし、子供という視点でもいいですし、老人でもいいですけども、一般の人たちが広くやっぱり目にするものに触れてほしいなというんでしょうか。

せっかくこんなにすばらしい先生たちが集まってらっしゃるので、1点というのは本当にとてますごく残念ですし、私たちのモチベーションも下がってしまうような部分がありますので、ぜひとも幾つか、いろんな形のものを取り入れていただいて、反映できるという委員会にぜひなってほしいなという希望的思いもありますので、よろしくお願いたします。

八代議長： 貴重な意見、ありがとうございます。

よろしいですか。

恩田副課長： 今、上田委員のほうから言われましたように、確かに我々、人が見て感じて、人が接するところの部分が一番大切だと思えますので、そういう関連施設については検討できるように進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

八代議長： ほかに、新任の委員の方、感想でも結構です。

藤井委員。

藤井委員： 私もきょうから新任で、初めて参加したのでちょっと戸惑いぎみなんです、上田さんと同じように、うちも屋外広告って看板を専門にやっている組合なものですから、もっともっと身近な、我々はふだん民間が使っているような地域景観をもっと審議するのかなというふうに思っていましたら、公共事業が中心だったものですからちょっと、もうちょっと我々がふだん、一般の人たちがもっともっとふだん駅前とか、目にして

いるところの景観をどう管理、維持していくのかというようなところも、皆さんで話し合っていたいただけるとありがたいかなというふうに感じました。

八代議長： 貴重な意見だと思います。

いかがですか、ほかに。時間はよろしいですか。

恩田副課長： もうそろそろです。

八代議長： もう一言、どなたかありましたら。

では、西本委員、お願いします。

西本委員： 初めて参加させていただくので、何かもしかしたらとんちんかんなことを申し上げるかもしれないんですが、私は地域で景観づくりだとか、地元のルールメイキングのお手伝いを主にさせていただいて、特に屋外広告物、看板ではなくて、ポスターとか街路灯のフラックだとか、サイン計画みたいなものを地元の地権者さんとかと一緒に立てているという仕事をしています。

今回、私も、公共物件というか、公的な団体さんがつくられるものというものは、こういうふうに何か学識経験者の皆さんとか専門家の皆さんからアドバイスを受けていらっしゃるって初めて知ったので、ちょっとびっくりだったんですが、公共物件をジャッジしていくというか、見ていくということで指針をつくるというか、公共団体がまず民に対して自分たちもいけているんだよみたいなことを、指針をつくることで、民の何というんでしょうね、県民が主体となった景観づくりだとか、民間の市民だとか企業が主体的に景観づくりっていいよね、大事だよなって思ってくださいような道筋の何かストーリーみたいなもの、公的な団体がこういうふうみずから身を何ていうんでしょうね、みずからの物件も直すと。それで、民に対してそういう何か政策の運動みたいなものが、ちょっと私の中で頭が切れちゃって、次にお話しされる景観賞みたいなものというのと連動され

ている施策という考えでよろしいのかなと。そのストーリーみたいなものというのがちょっと、ちょっと素人なもので切れてしまうので、ちょっとご指示いただけたらなと思いました。

八代議長： いかがですか。多分、一番皆さんがお聞きになりたいと。

恩田副課長： 大もとが先ほどの景観アクションプランというのに基づいて、埼玉像みたいな景観の関係を考えたわけなんですけど、当然その景観というのは、もともとある歴史とか自然とかを含めた景観がありますし、その中では当然、主体的には民間活動が主体ですね。公共は、公共のものという形でやっていくもんですから、その中で今回の指針というのは、公共事業について範を示すというか、とんでもないものが造られちゃ、うまくないわけですから。

それとあわせて、先ほどの大規模なものの届け出制度とか、県では色彩的にもある地域ではこれ以上の何ですかね、ぎらぎらしたような色彩はやめてくださいというようなことで、例えば届け出のコントロールをする。それからあと、民間のNPOの方とか、それから、河川のところで草むしりをしたり、花を植えたりとかということで、地元の景観をよくしていこうとする運動なんかもあるわけなんです。それについては、我々のほうは広域景観形成プロジェクトというような形で、例えば新河岸川流域ということで、いろんな活動団体の人たちをつないだ形で一つの、例えば川の流域をいい形にしていこう。例えば、ほかには140号というか、秩父の旧街道というんですかね、まちなかのところの商店街みたいなものを、ある程度活性化とともに昔のいいものを残していくとか、宿場の再生だとか、有名なのは川越の一番街みたいなものがあったりするわけですね。

ですから、それはそれで、それぞれの地域

について民間活動だったり半民間、NPOみたいな活動があったり、我々のほうも後押しできるものはしていきましょう。ただ、自らをただすということで今お諮りしているのは、公共事業について、部会という形で我々がやっていく、県がやっていく仕事について、コントロールを自らもするし、お諮りをしてアドバイスをいただきたいというふうに考えております。

能見課長： 補足しますと、アクションプランの17ページをごらんいただければと思います。

17ページの中段ぐらいのところに、「広域景観形成支援プロジェクト」というのがあります。県の施策が右にありまして、その5つの連携テーマということで、今、恩田のほうから新河岸川の話が出ましたけれども、4番目の「水と緑のつながり景観形成プロジェクト」と、そういうのを新河岸川沿川の6つの市町村と、そこで活動しているNPOと連携をいたしまして、新河岸川沿川についてどう景観形成を図っていくかというようなことをうちのほうで中心になりまして、2年間かけてやっていると。それがことしまた終わって、それを今度はみずからやっていただきたいということで、景観協議会みたいなものを地元につくっていただいて、それで地元の方をお願いするというようなところをやっていますので、新河岸川のほうも、公共事業で河川の一部改修を取り上げながらやっていますので、それとあわせてそういうプロジェクトをつくっていききたいということです。

それから、来年度以降、これ予算がとれるかどうか、そういうのもわからんですけど、2番目の「誇れる住まい景観形成プロジェクト」ということで、建築協定を結んだ住宅団地が結構あるんですけど、10年、お年寄りになってなかなか運営が難しいというようなところもありますので、そういうところをど

うしていったらいいのかということをおと市、それからお世話になっている方々とお話をしながら、景観に目を向けながらその団地をどうするかということをお研究していきたいということで、少しずつですが始めておりますので、よろしくお願ひします。

八代議長： 高橋委員、お願ひいたします。

高橋委員： ちょっと県のほうに聞きたいんですけども、景観の行政団体に指定される地域がありますよね。それ以外は県の景観条例になるわけですけども、この県の審議会の決めることと行政団体に指定されている市町村の審議会で決めていること、この辺の整合性というのはどうなんでしょうね。

あと、動きというのは、景観条例が策定された時点から、市町村のトップがかわった場合、長の意向によって随分景観に対する考えが違ってくると思うんですよね。それに対して、県で景観条例が言っているものがどの程度まで浸透できるかというようなことが、その辺の整合性みたいのをちょっと教えていただければと。

八代議長： お願ひいたします。

恩田副課長： 法律上でいいますと、さいたま市とそれから川越市につきましては、法律上は景観行政団体になりなさいという形で決まっていますので、これはもう県から完全に形の上では独立しています。それに対して新たに11、今現在ふえていますけれども、これは県との協議のもとに景観行政団体になっておりますので、ある程度県がこうやって定めてきているアクションプランであるとか、それから県の景観計画、こういうものと全く違うものをつくり得るということは基本的にはできないと考えています。そんなところでよろしいでしょうか。

八代議長： ありがとうございます。

よろしいでしょうか。意見が、あとは羽生委員とか、一言いかがですか。

羽生委員： 今のご質問と重なる部分があるんですが、これはいたし方ないといえますか、県の審議会ですので、県の当然事業に対して審議会のほうで意見を出すというのは、非常にシンプルな構造だと思うんですけども、当然のことながら、公共事業というのはほかに幾らでも主体がいるわけで、国に対して県の審議会が何か言うのは無理としても、市町村さんがやる事業に対して、今回、特に今おっしゃっていた景観行政団体になっていない、今回の景観区域の中に入っている自治体がやる事業に対して、このスキームの中に何らかの仕組みが含まれているんでしょうかという疑問をずっと思っていました。

八代議長： お願いいたします。

恩田副課長： 景観のアクションプラン、それから計画、景観条例、この辺までは基本的にさっきの2市を除いて、全体にかかわるという話で整理をさせていただいていますけれども、このたびの攻略本をよく読みますと、埼玉県公共事業ということで、申しわけございませんが、県の事業だけを対象にしております。

そういうところがあって、実は堀副会長のほうから、商店街の中を通る街路の話を出していただいたんですけども、かなり多くは県の事業でないところが……

堀委員： 私、県道をイメージして言ったんです。

恩田副課長： ありがとうございます。県道ですね。

堀委員： したがって、県の事業というようなものを認識しておりますので、県道というイメージでございます。

恩田副課長： ありがとうございます。県の事業を我々がみずからやっていくもので、実際には計画とか、それから指針はこういうものができているよというような形については、見習っていただければありがたいという

ふうに、市町村の事業については考えております。

羽生委員： 恐らくまだ、すみません。私も初回なので、全体の県のやられる景観行政が、全貌を全く把握していない状態ですから、恐らく今後目指されているのは、基礎自治体さんがある程度自分たちのやられる事業でも、それなりに自力をつけていかれて、行く行くはそれぞれが景観行政団体になられるということだと思うんですけども、ちょっと今の県の事業の、しかも非常に限られた、今回でいうと病院みたいなものだけこのスキームにのっけてしまうと、余り市町村さんが参考にしにくいのかなとなると、ちょっと本当にアバウトな、もしかしたらとんちんかんなあれかもしれないんですけど、市町村がやる公共事業に対して、市町村の希望があれば、県のほうの審議会なり、あるいはちょっと先ほどご説明いただいた中で、専門家を派遣したようなモデル事業があるようなことも書かれていますので、そういったことに県のこういった仕組みが、うまいぐあいにアドバイスというものをよりよく与えられる形になるといいのかなというイメージで、ちょっとお聞きしておりました。

八代議長： ご説明をお願いします。

恩田副課長： ありがとうございます。

県の事業に固執した形で答えてしまって申しわけなかったんですが、いわゆる県は自分たちでこういうルールをつくりながら、県の事業についてはアピールシートで、アピールシートをつくるのは基本的にある程度の1,000万円とかなんかという形で数は限られてきますけれども、まず景観に対する配慮はすべての事業でございます、基本は。それから、いろいろ個別にお諮りするのには、ある程度の数に限られてしまう。あとは、アピールシートというのは、かなりここでいえば何百という数を、これをある程度まとめて、これ

は県民の方に公表していくということによって、各それぞれの市町村、基礎的自治体のほうにはある程度波及効果が見られるんじゃないかなと考えます。

それからもう1点は、専門家のアドバイザー制度みたいなものを我々のほうは別途持っていて、その中で希望があれば、例えば我々も、ことし既にアドバイザーの派遣制度並びにあと景観に関する勉強会ということで、自分たちが呼ばれたところに行って、景観についてお話をさせていただいたりという機会を、市町村でも構いませんし、民間の団体でも構いませんし、そういうところでもって、それは普及というんですか、啓発をしてきているという形でございます。

八代議長： 今の羽生委員さんの意見に絡みまして、アピールシート自体は739件を、これは公開するという……。

恩田副課長： はい、そういう方向で。対象の数は前後すると……

八代議長： 絞るにしても、それ自体は公表していくということだそうです。

ほとんどの委員の方、よろしいですか。清水委員、それから橋本委員、何か、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

八代議長： ほかによろしいでしょうか。

杉山委員。

杉山委員： 次の議案にもちょっとかかわってしまうと思うんですけど、この景観審議会のやる役割と、その中が公共事業形成専門部会と景観賞の専門部会の2つに分かれてことしは動くよという流れと受け取ってよろしいんですかね。何かこう、両方の専門部会から受け取ったものをこの今のメンバーの審議会で最終まとめをしていくという流れだとか、それから今の景観アドバイザーとのこの審議会との関係などはどうなっているのかなんていうことも、ちょっと何ていう

んでしょう、構成図とか関連図だとか、そういったようなスケジュールも含め、全体像がちょっと最初にお示しいただければわかりやすかったのかなんていうふうに少々、今、私もそういえばことしは何をやるんだったっけなんていうふうにですね、割合理解が遅いほうなものですから、私も今になってちょっとそんなふうに思いまして、希望としてはそのまとめをお願いしたいと思います。

八代議長： ありがとうございます。

いかがですか。

恩田副課長： あくまでも審議会という形で、今年度も引き続きするわけなんですけど、昨年度まではかなり計画の策定という大きな命題がございましたので、そちらのほうで委員の方にご尽力いただいたのかなと思います。

今年度は、大きくはきょう、今お願いしております公共事業の景観形成専門部会の関係で、公共事業の関係をある程度コントロールしていくというものと、それからもう一つは、歴史のある景観賞の選考みたいな形をもう一つの部会という形で進めていきまして、それを全体のこういう本会議というんですか、審議会のほうにお諮りをさせていただくという形になると思います。

八代議長： 恐らく杉山委員の意見、皆さんが同じ気持ちを持たれていると思いますので、できる範囲で結構ですので、埼玉県景観行政のマップというんですか、構成マップ、例えばキーワードとして、ホームページのほうにあるんですけども、審議会、それから表彰制度とか、アドバイザー派遣制度とか、それはどういう構成、関係になっているか。我々がその中の今回はこの辺みたいなのが、何かあるとありがたいかなという感じもするんですが、何かキーワードだけで結構なんですけれども、いかがでしょうか。

恩田副課長： 景観行政という形で今年度、実際には屋外広告物の関係も全体でやってい

まして、審議会とは別の中で、普及啓発というか、景観行政を進めていく上での専門家のアドバイザーの派遣制度というものを別途設けています。その中には、こちらのほうに今、委員のほうでも入っていただいている方にアドバイザーとして登録をさせていただいているという状況でございます。

能見課長： マップのほうをつくらないと、わからないと思いますので、つくってお渡しするようにさせていただきます。よろしく願います。

八代議長： あるいはですね、わざわざつくっていただかなくても、ホームページの1、2ページに何か、あれも非常にわかりやすいかなと思ったものですから、何かできる範囲で願います。

能見課長： はい、配付させていただきたいと思います。

八代議長： では、上田委員。

上田委員： もう一度、今、杉山委員がお話くださったことの確認なんですけれども、今、資料1と資料3を見ると、資料1と資料3でそれぞれの部会の名前が書いてあるということは、私は公共事業景観専門部会の者ではないという認識で、別々ということに理解してよろしいものなのか。この、すみません、ちょっと理解が、わからないんですけれども。

能見課長： これは私どものほうの案でして、少し機動的に動けたほうがいいかなってということで、審議会の大きな本部の下に、この大きな審議会の下に部会をつかって、専門ていうんですか、公共建築物であれば、例えば杉山先生、中津原先生、堀先生、宮崎先生に入っていただいて、いろいろアドバイスをいただくと。それをやってきたことについて、審議会のこの本部のほうに報告を我々のほうでさせていただいて、その成果を報告させていただきたい。

それから、景観賞のほうも、議題の3のほ

うなんですけど、景観賞も毎年やっています。これも、200件ぐらいあります。200件ぐらいの作品の中から12本を選ぶ作業をしていただくんですが、こちらのほうも、全体で動かすよりは、部会をつかって動かしたほうが機動的かなと。その12本の候補を出すのか、15本候補を出すのか、専門部会にお願いして、本委員会の中で最終的な候補を絞って決めていただくというような形の動き方が、この部会の案でございます。

もし、それぞれの部会じゃなくて、全委員の先生方で全部やりたいということであれば、私どものほうもそういう形で動かすということは、もちろんやぶさかではありませんので、よろしく願います。一応、我々事務局の案としては、機動的に動けるほうがいいかなと。もしかしたら、また、この4人の先生では足りないの、この先生、この先生を追加するとか、そういう形も審議会の中で検討していただければありがたいと思っています。部会方式でいくのか、全体方式で全部動かすのかということも決めていただければいいかなと思います。我々のほうは、そういう案としてお出ししておりますけれども。

八代議長： よろしいですか。

上田委員： その両方に参加したいというか、全体像もまだわかっていなかったものから、こういう案であるということは今わかったということなので。ただし、今ずうっと前段からお話の説明があった部分は、公共事業のことですよね。そうすると、ある意味、今までの話は私たち直接違いますよってということなのかなというところがちょっとわからなかったものですから、大変申しわけありません。

能見課長： 景観賞の話をした中で、皆さんと協議をさせていただければありがたいと思うんです。

八代議長： そういたしますか。

能見課長： はい。

八代議長： ここで、では、こちらの公共事業の専門部会のほうはまとめなくてよろしいですか。

能見課長： とりあえず結構です。終わってから、専門部会にしようとか、全体を動かしますかとかという検討させていただいても結構でございます。

八代議長： 今、我々が話していた内容は、専門部会の公共事業なんですけれども、全体像をかなり含んでおりますので、その中の景観というふうに、後でまたお考えいただければいいかと思えます。

それでは、公共事業景観形成専門部会、意見が出そろいましたと思えますので、今、貴重な意見、たくさんいただいたんですけれども、冒頭、堀委員のほうから口火を切っていただきまして、ちょっとあれですけれども、問われるのは、もしかすると県の職員の方が膨大な作業になるというようなことを踏まえた上で、今回、数件がこのアドバイスの対象になっていますが、その選定の金額ではなくて、以外にも、より人々と触れ合う空間なり、違うクライテリアというか、基準があってもいいのではないかと。よりこの、せっかくアドバイスしていただくので、アピールできるようなもの、物件もご配慮いただきたいというようなことが指摘されました。

それと、あるいはポスターとか、民間にもそういう波及効果のあるもの、そういうようなことが対象として検討していただけないかと。

あと、質問として、他の行政団体との関係みたいなことが指摘されたと思えます。大きく、一つの対象として、今回はがんセンターということですが、それ以外のことも考えられるのではないかとというようなことだと思えます。

この点につきまして、当委員会の意見として反映すべきかと思いますが、これでよろしいでしょうか、漏れがないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、異議がないようでございますので、公共事業景観形成専門部会の設置案に対して、今の項目を反映させていただくということにします。

景観形成専門部会の今後のスケジュールについて、事務局より説明お願いいたします。

議題1 公共事業景観形成専門部会の設置について

事務局（持齋）が説明。

（以下、説明内容は省略。）

資料2 公共事業景観形成専門部会スケジュール

【質疑応答】

八代議長： ただいま説明が事務局のほうからありましたけれども、よろしいでしょうか。

現地視察、かなり詳細に見ていただくというようなことということで、ある程度シミュレーションしていただいて、このような規模を……

持齋主査： そうですね。景観賞は今、20件現地視察をしていただいているわけなんですけど、アドバイスということになると同じようにはいかないと思うんですよね。2日間で20件見るというわけにはいかないと思いますので、やはり数件が限度なのかなというふうに事務局としては考えています。

八代議長： そういったスケジュールのことも勘案していただいた上で、こういった委員の候補のたたき台をつくっていただいているわけです。

持齋主査： もちろん、がんセンター以外の事

業を選定するに当たっては、きょう、委員の皆さんおっしゃられていたような、金額にかかわらず、効果のある事業、それから県職員にインパクトを与えられるような事業というのを今後、選定していこうというふうに考えています。

八代議長： ぜひお願いいたします。

それから、先ほど委員のほうからありました資料1のこのメンバーは、これでよろしい。

能見課長： あくまでも、我々のほうの事務局の案でございますので、先生方のほうで決めていただければと思います。

恩田副課長： 実は、私の名前がないじゃないかとかという委員の方もいらっしゃると思うんですが、現在は2つのこの専門部会を今立ち上げようというふうに考えておまして、このほか、実は屋外広告物の関係等も専門の方がいらしたりとか、それから実際に業界の関係、余りにも直結してしまう部門があるとか、そういうところで事務局側として案をつくらせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

八代議長： 後ほどあれなんですけれども、要するに資料1と資料3で今回の専門部会、要するに我々が2つに分かれてですね。こういうふうな、最低限というんじゃないですけど、これぐらいスタッフが要るだろうということ考えていただいているわけですけども、これ、もしかして、いや私はもちろん両方やりますという方がいらっしゃる方も構わないわけですか。

能見課長： 資料3のほうの6名の先生、それからこちらのほうの4名の先生ということで、これに我々は拘泥するわけじゃありませんので、こういう視点もあるからこの先生、専門の先生を入れたほうがいいんじゃないかということでご審議していただければ、当然そのとおりにさせていただきます。

それから、スケジュールのほうも、発注の

規模とか時期とかありますので、11月にしておりますけれども、もっと前から動くということも考えられますので、その辺は勘案していただければと思います。

八代議長： 資料1の専門部会のメンバー、それからスケジュール、何かご意見ありましたら、特にそこでお名前が載っておられます杉山委員、中津原委員、堀委員、それから宮崎委員、そのスケジュール的に何かありましたら、ご意見をお願いしたいんですが。

中津原委員： どっちみち一つしかできないと思いますので、こちらのほうで私は結構です。

八代議長： よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、4名の委員の方に専門部会、このスケジュールに沿ってアドバイスをしていただくと。それで、12月にまた持ち寄って、ここで審議すると、報告、審議するというスケジュールになると思います。

それでは、遅くなりましたが、議題2の彩の国景観賞専門部会の設置のほうは、これは資料3、資料4、これはご説明、よろしいですか。

議題2 彩の国景観賞専門部会の設置について

事務局（持斎）が説明。

（以下、説明内容は省略。）

資料3 彩の国景観賞専門部会の設置について（案）

資料4 彩の国景観賞専門部会スケジュール

【質疑応答】

八代議長： 以上、景観賞について今、説明していただきましたが、何か意見がありました

ら。特に、6名の方の指名、それから佐谷委員、部会長ということですが、何かご意見等ありましたら。

佐谷委員： 私も2回ほど景観賞の審査に携わらせてもらったんですが、結構たくさんの作品がですね。一次審査は行政の方がやっていたらいいんですけども、一次審査というか、予備審査ですね、はやっていたらいいんですけども、一次審査段階でもたくさん残っていますし、その中から、ここにあるというか、これは何といえればいいんですかね。資料4から1ページに来て、その次に選考方法及び審査の流れというの中段ぐらいにありますけど、アクションプランの中にまた基本方針というのがあるんですけども、そのバランスを見ながらとか、あるいは公共、民間のバランスとか、そういうのを見ながら絞って、さらにそれを現地視察をして、最終的には部門ごとに6作品、6作品というような感じで絞っていくという流れで、結構大変だなというのを毎回感じていますけど、現地視察で、やはり何ですか、書類ではわからないよさというのをいろいろ発見できるので、この現地視察は非常に毎回意義があるなというふうには思っています。大変ですけども、なかなか楽しい部分もありますというようなことで、ご紹介をしました。

八代議長： ありがとうございます。

この景観賞の選び方、審査方法等、すぐ見てあれですけども、何かご意見ありましたら、ご質問でも結構です。

羽生委員： すみません、質問なんですけれども部門が2つと、あと何でしたっけ、方針5つをバランスよくというか、部門は完全に2つに分かれていますから、これ、例えば部会で現在6名ということになっていますけれども、全員でその両部門をもう一律に審査をするのか、ある程度担当みたいなものをつくって、例えば現地調査にしても担当ごとには

らけて行くのかというのは、どういう仕組みになっているんでしょうか。

恩田副課長： 基本的には全員ということで、総意でお願いしたいと思っています。現地の調査についても、6名の方、車2台等で分かれてですね。皆さんの目で、同じ時期に見ていただくということを考えています。

八代議長： よろしいでしょうか。

はい、どうぞ、西本委員。

西本委員： もしお邪魔でなかったら私も、名前がないので、しゃべってよいものかあれなんですけれども、私、屋外広告物のマネジメントというものを専門でやらせていただいているんですけども、今まで別個に考えられていて、行政の中でも分断されてあったかと思うんですけども、今般、一緒になるというか、景観の、建物と一緒にべろっとくつつく屋外広告物も景観要素だということで、一緒になれるとお伺いしているの、ちょっと勉強させていただきたいので、それは可能でしょうか。

八代議長： いかがでしょうか、よろしいですか。いかがですか。

能見課長： 結構でございます。部会に入っただけならばなおいいかなと思いますので、公共のほうがいいのか、あるいは景観賞のほうがいいのかというのもあるんですけども、景観賞のほうがいいですかね、景観賞のほうに入っただけということ。

西本委員： はい、ありがとうございます。すみません。

能見課長： ありがとうございます。

八代議長： 西本委員のお名前がなかったわけですね。では、景観のほうに西本委員に入っただけでして、そうすると7名ということをお願いいたします。

ほかにご意見、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、彩の国景観賞専門部会に関しましては、今、西本委員を加えていただくとい

うことで、計7名ということをお願いしたい
と思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

八代議長： よろしいでしょうか。

それでは、進行役がちょっとふなれだった
もんですから時間かかってしまいましたが、
以上をもちまして本日の議事はすべて終了
いたします。

ご協力ありがとうございました。事務局の
ほうにお返ししますので、よろしくお願いま
す。

3. 閉会

事務局： 本日は、八代会長初め委員の皆様には
大変貴重な意見を、また、長時間にわたりま
してご審議をいただきまして、まことにあり
がとうございました。

それでは、以上をもちまして、第33回埼玉
県景観審議会を閉会させていただきたいと
存じます。

なお、次回以降につきましては、本日決定
いたしました公共事業景観形成の専門部会
及び彩の国景観賞の選考に係ります専門部
会、それぞれ9月以降に開催する方向で考
えております。日程等詳細につきましては、後
日調整をさせていただきますので、その際は
よろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。